



「妊婦のための支援給付金(2回目)」の申請について

(胎児一人あたり 5 万円 ※双子の場合は10万円)



対象者



○妊婦（出産予定日の8週間前の日）または出生児の母。

○宜野湾市に住所がある方。

※出産後、申請前に対象のお子さんがお亡くなりになられた場合も給付対象となります。



申請方法



給付を受けるには、窓口での申請（予約制）が必要です。その際に保健師等との面談を行っております。
下記の「申請時に必要なもの」を確認し、申請してください。

■手続きの流れ（原則）



※申請は予約制です。下記のQRコードより、予約をお願いします。

申請時に必要なもの

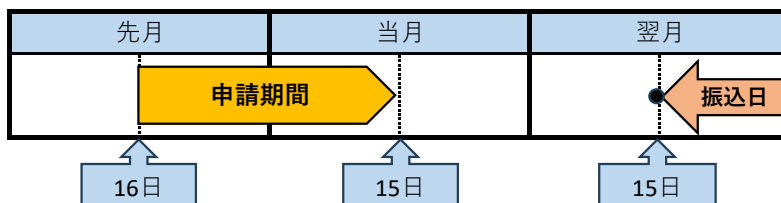


- ①胎児の数の届出書 ※申請時に窓口にて配布します。
- ②アンケート ※申請時に窓口にて配布します。
- ③ママ名義の振込先金融機関確認書類（金融機関名・支店名・店番・口座番号・口座名義(漢字・フリカナ)がわかるもの）
- ④ママ本人の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ⑤親子（母子）健康手帳

※上記③・④・⑤は、申請に必要となります。忘れずにお持ちください。

■振込について■

・毎月15日に当月分の申請を締め切り、翌月15日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）が振込日となります。入金の確認は、通帳記帳等でご確認ください。



※申請内容の不備等により、振込が遅れる場合があります。

こちらのQRコードから、申請の予約ができます。



※申請は予約制です。

☆お問い合わせ☆

宜野湾市こども家庭センター

☎098-893-4121

(宜野湾市役所 こども家庭課 すこやか親子係)

